

保医発0728第1号

平成29年7月28日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

（公印省略）

「DPC制度への参加等の手続について」の一部改正について

平成29年6月14日開催の中央社会保険医療協議会総会において「DPC制度への参加等の手続について」（平成28年3月25日付け保医発第0325第7号。以下「参加通知」という。）の改正内容が承認されたことに伴い、参加通知を下記のとおり一部改正することとしたので、関係者に対し周知徹底を図らるたい。

記

1. 次の表により改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

D P C 制度への参加等の手続について（平成28年 3 月25日付け保医発0325第 7 号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">D P C 制度への参加等の<u>手続</u>について</p> <p>標記について、下記のとおり定め、平成 28 年 4 月 1 日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。なお、従前の「D P C 制度への参加等の手続について」は、平成 28 年 3 月 31 日限り廃止する。</p> <p>第 1 D P C 対象病院</p> <p>1 D P C 対象病院の基準について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) D P C 対象病院とは、以下の基準を満たす病院とする。</p> <p>① 急性期入院医療を提供する病院として、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）に掲げる A 100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は A105 専門病院入院基本料について、7 対 1 入院基本料又は 10 対 1 入院基本料に係る届出を行っていること。また、急性期入院医療を担う病院として、A205 救急医療管理加算の<u>基準を満たしている</u>ことが望ましい。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">D P C 制度への参加等の<u>手続</u>について</p> <p>標記について、下記のとおり定め、平成 28 年 4 月 1 日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。なお、従前の「D P C 制度への参加等の手続について」は、平成 28 年 3 月 31 日限り廃止する。</p> <p>第 1 D P C 対象病院</p> <p>1 D P C 対象病院の基準について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) D P C 対象病院とは、以下の基準を満たす病院とする。</p> <p>① 急性期入院医療を提供する病院として、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）に掲げる A 100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は A105 専門病院入院基本料について、7 対 1 入院基本料又は 10 対 1 入院基本料に係る届出を行っていること。また、急性期入院医療を担う病院として、A205 救急医療管理加算の<u>届出を行っている</u>ことが望ましい。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 DPC対象病院の合併、分割又は病床数の変更について

(1) 複数のDPC対象病院の合併について

DPC対象病院又は合併年月日（予定を含む。以下同じ。）にDPC対象病院となる予定のDPC準備病院（以下「DPC対象病院等」という。）が、他のDPC対象病院等と合併（2つ以上のDPC対象病院等と1つ以上のDPC対象病院等以外の保険医療機関による合併を含む。）の予定があり、合併後もDPC制度への継続参加を希望している場合は、合併年月日の6か月前までに、別紙2「DPC対象病院等の合併に係る申請書」及び別紙3「DPC対象病院等の合併に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(2) 複数のDPC対象病院への分割について

DPC対象病院等が2つ以上のDPC対象病院等への分割（2つ以上のDPC対象病院等と1つ以上のDPC対象病院等以外の保険医療機関への分割を含む。）の予定があり、分割後もDPC制度への継続参加を希望している場合は、分割年月日（予定を含む。）の6か月前までに、別紙4「DPC対象病院等の分割に係る申請書」及び別紙5「DPC対象病院等の分割に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(3) DPC対象病院の病床数の変更について

上記（1）又は（2）の場合を除き、DPC対象病院等が、第1（2）④イに規定する病床数（以下「対象病床数」という。）に変更の予定があり、変更後もDPC制度への継続参加を希望している場合であって、以下に掲げる要件のいずれかに該当する場合、変更年月日（予定を含む。）の6か月前までに、別紙6「DPC対象病院等の対象病床数変更に係る申請書」及び別紙7「DPC対象病院等の対象病床数変更に係る申請書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

3 DPC対象病院の合併又は分割について

(1) DPC対象病院の合併について

DPC対象病院が、DPC対象病院等（DPC制度参加病院以外を含む。）と合併の予定があり、合併後もDPC制度への継続参加を希望している場合は、合併（予定）年月日の6か月前までに、別紙2「DPC対象病院等の合併に係る申請書」及び別紙3「DPC対象病院等の合併に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(2) DPC対象病院の分割について

DPC対象病院が分割の予定があり、分割後もDPC制度への継続参加を希望している場合は、分割（予定）年月日の6か月前までに、別紙4「DPC対象病院等の分割に係る申請書」及び別紙5「DPC対象病院等の分割に係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

係る申請書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

・変更年度（予定を含む。以下同じ。）の前年10月1日時点における対象病床数を基準として、合計200床以上の対象病床数の増減があった場合

・変更年度の前年10月1日時点における対象病床数を基準として、対象病床数が2倍以上又は2分の1以下となる場合

ただし、対象病床数が0となる場合は、退出としての取扱いを優先する。

(4) 合併、分割又は対象病床数の変更を行うDPC対象病院等については、上記（1）、（2）又は（3）の規定に基づく申請書を提出する場合に該当するか否かにかかわらず、DPC制度に継続参加を希望する場合は、原則として以下の基準を満たしていること。

①～③（略）

(5) 合併、分割又は対象病床数の変更に係る申請の審査について

上記（1）、（2）又は（3）の申請書が提出された場合は、上記（4）に掲げる基準及び申請書の記載内容からDPC制度への継続参加の可否について中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。申請が認められた場合は、合併、分割又は対象病床数の変更後もDPC対象病院としてDPC制度に継続参加するものとする。

(6) 申請が認められなかった場合について

上記（1）、（2）又は（3）に係る申請が認められなかった病院は、合併、分割又は対象病床数の変更年月日にDPC制度から退出するものとする。この場合、当該病院は別紙8「DPC制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出す

(3) DPC制度に継続参加を希望する場合は、合併又は分割の対象となる病院全てが、原則として以下の基準を満たしていること。

①～③（略）

(4) 合併又は分割に係る申請の審査について

（1）又は（2）の申請書が提出された場合は、（3）に掲げる基準及び申請書の記載内容からDPC制度への継続参加の可否について中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。申請が認められた場合は、合併又は分割後もDPC対象病院としてDPC制度に継続参加するものとする。

(5) 申請が認められなかった場合について

申請が認められなかった病院は、合併又は分割年月日にDPC制度から退出するものとする。この場合、当該病院は別紙6「DPC制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること（合併又は分割年月日の前々月の初日以降新たに入院

ること（合併、分割又は対象病床数の変更年月日の前々月の初日以降新たに入院する患者から医科点数表による算定を行うものとする。）。

(7) 審査後の決定内容は当該病院に通知するものとし、通知した決定に不服がある病院は、1回に限り別紙11に定める「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、申請内容の可否を決定するものとする。また、当該審査の内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

(8) 申請が認められた病院であっても、以下の基準を満たしていないことが確認された場合は、確認された月の4か月後の初日にDPC制度から退出するものとする。

- ① 合併、分割又は対象病床数の変更年月日の直近1年間のデータが遅滞なく提出されていること。
- ② 合併、分割又は対象病床数の変更年月日の直近1年間の（データ／病床）比が1か月あたり0.875以上であること。
- ③ 合併、分割又は対象病床数の変更後、6か月以上のデータが遅滞なく提出されていること。
- ④ 合併、分割又は対象病床数の変更後、6か月の（データ／病床）比が1か月あたり0.875以上であること。

この場合、当該病院は別紙8「DPC制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。なお、第2の1の（1）の基準を満たしており、別紙8「DPC制度からの退出に係る届出書」と併せて別紙13「DPC準備病院届出書」及び別紙14「DPC準備病院届出書（別紙）」を提出した場合は、DPC準備病院となることができる。

する患者から医科点数表による算定を行うものとする。）。

(6) 審査後の決定内容は当該病院に通知するものとし、通知した決定に不服がある病院は、1回に限り別紙9に定める「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、申請内容の可否を決定するものとする。また、当該審査の内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

(7) 申請が認められた病院であっても、以下の基準を満たしていないことが確認された場合は、確認された月の4か月後の初日にDPC制度から退出するものとする。

- ① 合併又は分割年月日の直近1年間のデータが遅滞なく提出されていること。
- ② 合併又は分割年月日の直近1年間の（データ／病床）比が1か月あたり0.875以上であること。
- ③ 合併又は分割後、6か月以上のデータが遅滞なく提出されていること。
- ④ 合併又は分割後、6か月の（データ／病床）比が1か月あたり0.875以上であること。

この場合、当該病院は別紙6「DPC制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。なお、第2の1の（1）の基準を満たしており、別紙6「DPC制度からの退出に係る届出書」と併せて別紙11「DPC準備病院届出書」及び別紙12「DPC準備病院届出書（別紙）」を提出した場合は、DPC準備病院となることができる。

4 D P C制度からの退出について

- (1) (略)
- (2) 退出の手続き
 - ① 通常の場合

D P C制度から退出する意向がある病院（特定機能病院を除く。）は、直近に予定している診療報酬改定の6か月前までに、別紙8「D P C制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとし、当該届出を行った病院は、当該診療報酬改定の時期に合わせてD P C制度から退出するものとする（診療報酬改定の前々月初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。）。

なお、当該届出の内容は、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

- ② D P C対象病院の基準を満たさなくなった場合
 - ア 1の(2)の①又は②の基準を満たさなくなった場合
該当する病院（特定機能病院を除く。）は、別紙9「D P C対象病院の基準に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとし、基準を満たさなくなった日から起算して3か月を経過した日を期限として猶予期間を設けるが、当該期限までに基準を満たせなかった場合は、期限が到来した日から3か月を経過した日の属する月の翌月の初日にD P C制度から退出するものとする（期限が到来した日の属する月の翌月初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。）。この場合、当該病院は速やかに別紙8「D P C制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

4 D P C制度からの退出について

- (1) (略)
- (2) 退出の手続き
 - ① 通常の場合

D P C制度から退出する意向がある病院（特定機能病院を除く。）は、直近に予定している診療報酬改定の6か月前までに、別紙6「D P C制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとし、当該届出を行った病院は、当該診療報酬改定の時期に合わせてD P C制度から退出するものとする（診療報酬改定の前々月初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。）。

なお、当該届出の内容は、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

- ② D P C対象病院の基準を満たさなくなった場合
 - ア 1の(2)の①又は②の基準を満たさなくなった場合
該当する病院（特定機能病院を除く。）は、別紙7「D P C対象病院の基準に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとし、基準を満たさなくなった日から起算して3か月を経過した日を期限として猶予期間を設けるが、当該期限までに基準を満たせなかった場合は、期限が到来した日から3か月を経過した日の属する月の翌月の初日にD P C制度から退出するものとする（期限が到来した日の属する月の翌月初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。）。この場合、当該病院は速やかに別紙6「D P C制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

イ 1 (2) ③又は⑤の基準を満たさなくなった場合

D P C調査に適切に参加していないこと又はコーディング委員会が適切に開催されていないことを厚生労働省が確認した場合は、該当する病院（特定機能病院を除く。）が基準を満たしているかを中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとし、基準を満たしていないと決定された場合は、決定された月の4か月後の初日にD P C制度から退出するものとする（決定された月の翌々月初日以降新たに入院する患者から医科点数表による算定を行うものとする。）。この場合、当該病院は速やかに、別紙8「D P C制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

なお、審査後の決定内容は当該病院に通知するものとし、通知した決定に不服がある病院は、1回に限り別紙11に定める「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査及び決定するものとする。

ウ 1の(2)の④の基準を満たさなくなった場合

厚生労働省保険局医療課において各年10月から翌年9月までのデータにより判定し、基準を満たしていない病院に対して結果を通知するものとする。当該基準を満たしていない病院（特定機能病院を除く。）は、判定後の直近の4月1日にD P C制度から退出するものとする（判定後の直近の2月1日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。）。この場合、当該病院は速やかに、別紙8「D P C制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

イ 1 (2) ③又は⑤の基準を満たさなくなった場合

D P C調査に適切に参加していないこと又はコーディング委員会が適切に開催されていないことを厚生労働省が確認した場合は、該当する病院（特定機能病院を除く。）が基準を満たしているかを中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとし、基準を満たしていないと決定された場合は、決定された月の4か月後の初日にD P C制度から退出するものとする（決定された月の翌々月初日以降新たに入院する患者から医科点数表による算定を行うものとする。）。この場合、当該病院は速やかに、別紙6「D P C制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

なお、審査後の決定内容は当該病院に通知するものとし、通知した決定に不服がある病院は、1回に限り別紙9に定める「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査及び決定するものとする。

ウ 1の(2)の④の基準を満たさなくなった場合

厚生労働省保険局医療課において各年10月から翌年9月までのデータにより判定し、基準を満たしていない病院に対して結果を通知するものとする。当該基準を満たしていない病院（特定機能病院を除く。）は、判定後の直近の4月1日にD P C制度から退出するものとする（判定後の直近の2月1日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。）。この場合、当該病院は速やかに、別紙6「D P C制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

③ 特別の理由により緊急に退出する必要がある場合
特別の理由により、①、②の手続きによらず緊急にD P C制度から退出する必要がある病院（特定機能病院は除く。）は、別紙10「D P C制度からの退出に係る届出書（特別の理由がある場合）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

当該届出が行われた場合は、退出の可否について厚生労働省保険局医療課にて審査及び決定することとし、必要に応じて中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。退出が認められた場合には、認められた月の4か月後の初日にD P C制度から退出するものとする（退出が認められた月の翌々月初日以降新たに入院する患者から医科点数表による算定を行うものとする。）。

なお、審査後の決定内容は当該病院に通知するものとし、通知した決定に不服がある病院は、1回に限り別紙11に定める「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、退出の可否を決定するものとする。

また、当該審査の内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

（特別な理由の例）

- 医師の予期せぬ退職等により、急性期入院医療を提供することが困難となった場合
- 当該病院の地域での役割が変化し、慢性期医療を提供する病院となった場合
- D P C調査に適切に参加できなくなった場合

④ 保険医療機関を廃止する場合
保険医療機関を廃止することにより、D P C制度から退

③ 特別の理由により緊急に退出する必要がある場合
特別の理由により、①、②の手続きによらず緊急にD P C制度から退出する必要がある病院（特定機能病院は除く。）は、別紙8「D P C制度からの退出に係る届出書（特別の理由がある場合）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

当該届出が行われた場合は、退出の可否について厚生労働省保険局医療課にて審査及び決定することとし、必要に応じて中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。退出が認められた場合には、認められた月の4か月後の初日にD P C制度から退出するものとする（退出が認められた月の翌々月初日以降新たに入院する患者から医科点数表による算定を行うものとする。）。

なお、審査後の決定内容は当該病院に通知するものとし、通知した決定に不服がある病院は、1回に限り別紙9に定める「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、退出の可否を決定するものとする。

また、当該審査の内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

（特別な理由の例）

- 医師の予期せぬ退職等により、急性期入院医療を提供することが困難となった場合
- 当該病院の地域での役割が変化し、慢性期医療を提供する病院となった場合
- D P C調査に適切に参加できなくなった場合

④ 保険医療機関を廃止する場合
保険医療機関を廃止することにより、D P C制度から退

出する場合は、保険医療機関廃止届等と併せて、別紙 12 「保険医療機関廃止に伴うDPC制度からの退出届」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(3) (略)

(4) 退出した病院のDPC調査への参加について

① 通常の場合

診療報酬改定の時期に合わせてDPC制度から退出した病院は、次回診療報酬改定までの間、DPC調査に適切に参加しなければならないものとする。ただし、当該調査期間中にA100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又はA105 専門病院入院基本料を算定している場合に限る。

なお、第2の1の(1)の基準を満たしており、別紙8 「DPC制度からの退出に係る届出書」と併せて、別紙13 「DPC準備病院届出書」及び別紙14 「DPC準備病院届出書（別紙）」を提出した場合は、DPC準備病院となることができる。

② DPC対象病院の基準を満たさなくなった場合

1の(2)に定めるDPC対象病院の基準を満たさないことによりDPC制度から退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、DPC調査に適切に参加しなければならないものとする。ただし、当該調査期間中にA100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又はA105 専門病院入院基本料を算定している場合に限る。

なお、第2の1の(1)の基準を満たしており、別紙8 「DPC制度からの退出に係る届出書」と併せて、別紙13 「DPC準備病院届出書」及び別紙14 「DPC準備病院届出書（別紙）」を提出した場合は、DPC準備病院となるこ

出する場合は、保険医療機関廃止届等と併せて、別紙 10 「保険医療機関廃止に伴うDPC制度からの退出届」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(3) (略)

(4) 退出した病院のDPC調査への参加について

① 通常の場合

診療報酬改定の時期に合わせてDPC制度から退出した病院は、次回診療報酬改定までの間、DPC調査に適切に参加しなければならないものとする。ただし、当該調査期間中にA100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又はA105 専門病院入院基本料を算定している場合に限る。

なお、第2の1の(1)の基準を満たしており、別紙6 「DPC制度からの退出に係る届出書」と併せて、別紙11 「DPC準備病院届出書」及び別紙12 「DPC準備病院届出書（別紙）」を提出した場合は、DPC準備病院となることができる。

② DPC対象病院の基準を満たさなくなった場合

1の(2)に定めるDPC対象病院の基準を満たさないことによりDPC制度から退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、DPC調査に適切に参加しなければならないものとする。ただし、当該調査期間中にA100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又はA105 専門病院入院基本料を算定している場合に限る。

なお、第2の1の(1)の基準を満たしており、別紙6 「DPC制度からの退出に係る届出書」と併せて、別紙11 「DPC準備病院届出書」及び別紙12 「DPC準備病院届出書（別紙）」を提出した場合は、DPC準備病院となるこ

とができる。

- ③ DPC対象病院の合併、分割又は対象病床数の変更後のDPC制度への継続参加が認められなかった場合等
3の(6)又は(8)に該当しDPC制度から退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、DPC調査に適切に参加しなければならないものとする。ただし、当該調査期間中にA100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又はA105 専門病院入院基本料を算定している場合に限る。
なお、第2の1の(1)の基準を満たしており、別紙8「DPC制度からの退出に係る届出書」と併せて、別紙13「DPC準備病院届出書」及び別紙14「DPC準備病院届出書（別紙）」を提出した場合は、DPC準備病院となることができる。
- ④ 特別の理由により緊急に退出する必要がある場合
特別の理由により緊急に退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、DPC調査に適切に参加しなければならないものとする。

第2 DPC準備病院

1 DPC準備病院の基準について

- (1) DPC準備病院とは、DPC制度に参加することを希望している病院であって、以下の基準を満たす病院をいう。
- ①～③ (略)
- ④ コーディング委員会を設置し、年4回以上（開催月と同月内に2回以上開催した場合、2回目以降の開催は当該基準である4回には含めない。）当該委員会を開催しなければならない。なお、当該委員会は毎月開催することが望ましい。
また、病院内の他の委員会において、目的及び構成員等が

とができる。

- ③ DPC対象病院の合併又は分割後のDPC制度への継続参加が認められなかった場合等
3の(5)又は(7)に該当しDPC制度から退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、DPC調査に適切に参加しなければならないものとする。ただし、当該調査期間中にA100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又はA105 専門病院入院基本料を算定している場合に限る。
なお、第2の1の(1)の基準を満たしており、別紙6「DPC制度からの退出に係る届出書」と併せて、別紙11「DPC準備病院届出書」及び別紙12「DPC準備病院届出書（別紙）」を提出した場合は、DPC準備病院となることができる。
- ④ 特別の理由により緊急に退出する必要がある場合
特別の理由により緊急に退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、DPC調査に適切に参加しなければならないものとする。

第2 DPC準備病院

1 DPC準備病院の基準について

- (1) DPC準備病院とは、DPC制度に参加することを希望している病院であって、以下の基準を満たす病院をいう。
- ①～③ (略)
- ④ コーディング委員会を設置し、年4回以上（開催月と同月内に2回以上開催した場合、2回目以降の開催は当該基準である4回には含めない。）当該委員会を開催しなければならない。なお、当該委員会は毎月開催することが望ましい。
なお、病院内の他の委員会において、目的及び構成員等が

コーディング委員会の要件を満たしている場合には、当該委員会をコーディング委員会とみなすことができる。ただし、当該委員会の設置規程等に適切なコーディングに関する事項を明記し、適切なコーディングに関するテーマについて、年4回以上、委員会を開催しなければならない。当該医療機関はコーディング委員会と同様、毎月開催することが望ましい。

更に、コーディング委員会の開催時には、「DPC/PDPS 傷病名コーディングテキスト（厚生労働省保険局医療課）」を活用することが望ましい。

- (2) DPC 準備病院となることを希望する病院は、別紙 13「DPC 準備病院届出書」及び別紙 14「DPC 準備病院届出書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

なお、新たにDPC 準備病院を募集する場合は、募集期間等について中央社会保険医療協議会の了承を得た上で、厚生労働省ホームページにおいて周知を行うものとする。

2 DPC 準備病院の辞退について

DPC 準備病院を辞退する場合は、別紙 15「DPC 準備病院辞退届」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

3 DPC 準備病院の合併、分割又は対象病床数の変更について

DPC 準備病院が他のDPC 準備病院と合併（2つ以上のDPC 準備病院と1つ以上のDPC 準備病院以外の保険医療機関による合併を含む。）の予定があり、合併後もDPC 準備病院として継続を希望している場合、DPC 準備病院が2つ以上のDPC 準備病院への分割（2つ以上のDPC 準備病院と1つ以上のDPC 準備病院以外の保険医療機関への分割を含む。）の予定があり、

コーディング委員会の要件を満たしている場合には、当該委員会をコーディング委員会とみなすことができる。ただし、当該委員会の設置規程等に適切なコーディングに関する事項を明記し、適切なコーディングに関するテーマについて、年4回以上、委員会を開催しなければならない。当該医療機関はコーディング委員会と同様、毎月開催することが望ましい。

また、コーディング委員会を開催時には、「DPC/PDPS 傷病名コーディングテキスト（厚生労働省保険局医療課）」を活用することが望ましい。

- (2) DPC 準備病院となることを希望する病院は、別紙 11「DPC 準備病院届出書」及び別紙 12「DPC 準備病院届出書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

なお、新たにDPC 準備病院を募集する場合は、募集期間等について中央社会保険医療協議会の了承を得た上で、厚生労働省ホームページにおいて周知を行うものとする。

2 DPC 準備病院の辞退について

DPC 準備病院を辞退する場合は、別紙 13「DPC 準備病院辞退届」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

3 DPC 準備病院の合併又は分割について

DPC 準備病院がDPC 準備病院等（DPC 対象病院以外）と合併の予定があり、合併後もDPC 準備病院として継続を希望している場合、又はDPC 準備病院が分割の予定があり、分割後もDPC 準備病院として継続を希望している場合は、第1の3に準じた取扱いとする。

分割後もDPC準備病院として継続を希望している場合又はDPC準備病院が対象病床数に変更の予定があり、変更後もDPC準備病院として継続を希望している場合は、第1の3に準じた取扱いとする。

第3 その他

1 (略)

2 名称等の変更

DPC対象病院及びDPC準備病院の名称又は所在地が変更となる場合には、遅くとも2か月前までに、別紙16「DPC対象病院等名称等変更届」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

3 経過措置

DPC対象病院及びDPC準備病院の対象病床数の変更に係る手続きについては、平成30年3月31日までに対象病床数を変更する場合の取扱いは従前の通りとする。

(別紙1) (略)

(別紙2)

DPC対象病院等の合併に係る申請書

(略)

平成 年 月 日

保険医療機関コード

保険医療機関の所在地住所及び名称

(略)

第3 その他

1 (略)

2 名称等の変更

DPC対象病院及びDPC準備病院の名称又は所在地が変更となる場合には、遅くとも2か月前までに、別紙14「DPC対象病院等名称等変更届」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(別紙1) (略)

(別紙2)

DPC対象病院等の合併に係る申請書

(略)

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所及び名称

保険医療機関コード

(略)

(別紙3) (略)

(別紙4)

D P C 対象病院等の分割に係る申請書

(略)

平成 年 月 日

保険医療機関コード

保険医療機関の所在地住所及び名称

(略)

(別紙5) (略)

(別紙6)

D P C 対象病院等の対象病床数変更に係る申請書

(保険医療機関名称)

当院 _____ は、

平成 年 月 日 に対象病床数の変更

を予定しています。

対象病床数変更後も D P C 対象 (準備) 病院の基準を満たす予定であり、D P C 制度に継続参加を希望します。

申請内容 (該当する項目の をチェックすること。)

変更 (予定) 年度の前年10月1日時点の対象病床数を基準と

(別紙3) (略)

(別紙4)

D P C 対象病院等の分割に係る申請書

(略)

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所及び名称

保険医療機関コード

(略)

(別紙5) (略)

して、変更後の対象病床数が合計200床以上増減

- 変更（予定）年度の前年10月1日時点の対象病床数を基準として、変更後の対象病床数が2倍以上又は2分の1以下

平成 年 月 日

保険医療機関コード

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名 印

(連絡先) 担当者名:

所属部署:

電話番号:

E-mail:

厚生労働省保険局医療課長 殿

(提出上の注意)

- 1 本申請書には、必要事項を記載した別紙7「DPC対象病院等の対象病床数変更に係る申請書(別紙)」を添付して提出すること。
- 2 本申請書の提出後、厚生労働省から申請内容等に係る追加の資料提出が求められた場合は、速やかに提出すること。

(別紙7)

DPC対象病院等の対象病床数変更に係る申請書(別紙)

	変更前病院(※1)	変更後病院(※1)
保険医療機関コード		変更の 有・無・不明
保険医療機関名称(予定)		

開設者(予定)			
保険医療機関の所在地(予定)			
所属する医療圏(予定)			
総病床数(予定)			
対象病床数(予定)			
診療科目数(予定)			
主たる診療科目(予定)			
入院中の患者の引き継ぎ			
病院職員(医師、看護師等)の引き継ぎ			
届出(予定)入院基本料			
診療録管理体制加算の届出(予定)	有 ・ 無	有 ・ 無	
コーディング委員会の設置(予定)	有 ・ 無	有 ・ 無	
<u>(記載上の注意)</u>			
※ 病院における状況(予定)について記入し、該当する項目に○を付けること。			

(別紙8)

D P C制度からの退出に係る届出書

(略)

平成 年 月 日

保険医療機関コード	
-----------	--

保険医療機関の所在地住所及び名称

(略)

(記載上の注意)

- ※1 退出月日欄は、退出自由に応じて以下の日付を記載すること。
- ・ 本文第1の3 (6) に該当する場合：合併、分割又は対象病床数の変更年月日
 - ・ 本文第1の3 (8) に該当する場合：基準を満たしていないことを厚生労働省が確認した月の4カ月後の初日

(略)

(別紙9)

D P C対象病院の基準に係る届出書

(略)

平成 年 月 日

保険医療機関コード	
-----------	--

保険医療機関の所在地住所及び名称

(略)

(提出上の注意)

1 D P C対象病院の基準を満たすための計画について詳細に記述した資料を添付すること。

(別紙6)

D P C制度からの退出に係る届出書

(略)

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所及び名称

保険医療機関コード	
-----------	--

(略)

(記載上の注意)

- ※1 退出月日欄は、退出自由に応じて以下の日付を記載すること。
- ・ 本文第1の3 (5) に該当する場合：合併又は分割年月日
 - ・ 本文第1の3 (7) に該当する場合：基準を満たしていないことを厚生労働省が確認した月の4カ月後の初日

(略)

(別紙7)

D P C対象病院の基準に係る届出書

(略)

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所及び名称

保険医療機関コード	
-----------	--

(略)

(提出上の注意)

1 D P C対象病院の基準を満たすための計画について詳細に記述した資料を添付すること。

(別紙10)

D P C制度からの退出に係る届出書

(略)

平成 年 月 日

保険医療機関コード

保険医療機関の所在地住所及び名称

(略)

(別紙11)

不服意見書

(略)

平成 年 月 日

保険医療機関コード

保険医療機関の所在地住所及び名称

(略)

(別紙12)

保険医療機関廃止に伴うD P C制度からの退出届

(略)

平成 年 月 日

保険医療機関コード

保険医療機関の所在地住所及び名称

(略)

(別紙8)

D P C制度からの退出に係る届出書

(略)

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所及び名称

保険医療機関コード

(略)

(別紙9)

不服意見書

(略)

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所及び名称

保険医療機関コード

(略)

(別紙10)

保険医療機関廃止に伴うD P C制度からの退出届

(略)

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所及び名称

保険医療機関コード

(略)

(別紙13)

D P C 準備病院届出書

(略)

(記載上の注意)

※ 1 (略)

※ 2 現在、7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っていないが当該基準を満たすべく計画を策定している病院、又はA207診療録管理体制加算に係る届出を行っていないが同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している病院は、別紙14「D P C 準備病院届出書(別紙)」に必要事項を記載し、本届出書に添付すること。

※ 3 (略)

(別紙14) (略)

(別紙15)

D P C 準備病院退出届

(略)

平成 年 月 日

保険医療機関コード

保険医療機関の所在地住所及び名称

(略)

(別紙11)

D P C 準備病院届出書

(略)

(記載上の注意)

※ 1 (略)

※ 2 現在、7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っていないが当該基準を満たすべく計画を策定している病院、又はA207診療録管理体制加算に係る届出を行っていないが同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している病院は、別紙12「D P C 準備病院届出書(別紙)」に必要事項を記載し、本届出書に添付すること。

※ 3 (略)

(別紙12) (略)

(別紙13)

D P C 準備病院退出届

(略)

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所及び名称

保険医療機関コード

(略)

(別紙 16)

D P C 対象病院等名称等変更届

変更予定年月日	____年 ____月 ____日
D P C 対象病院等区分	1. D P C 対象病院 2. D P C 準備病院
旧保険医療機関名	
新保険医療機関名	
移転の有無	0. 無 1. 有
移転前所在地住所	
移転後所在地住所	
電話番号	
F A X 番号	
病床数変更の有無	0. 無 1. 有
保険医療機関番号変更の有無	0. 無 1. 有

当院は、上記のとおり、保険医療機関の名称等を変更します。

平成 ____年 ____月 ____日

保険医療機関コード

保険医療機関の所在地住所及び名称

(略)

(別紙 14)

D P C 対象病院等名称等変更届

変更予定年月日	____年 ____月 ____日
旧保険医療機関名	
新保険医療機関名	
移転の有無	0. 無 1. 有
移転前所在地住所	
移転後所在地住所	
電話番号	
F A X 番号	
病床数変更の有無	0. 無 1. 有
保険医療機関番号変更の有無	0. 無 1. 有

当院は、上記のとおり、保険医療機関の名称等を変更します。

平成 ____年 ____月 ____日

保険医療機関の所在地住所及び名称

保険医療機関コード

(略)

【改正後全文】

保医発 0325 第 7 号

平成 28 年 3 月 25 日

最終改正 保医発 0728 第 1 号

平成 29 年 7 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

D P C 制度への参加等の手続きについて

標記について、下記のとおり定め、平成 28 年 4 月 1 日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。なお、従前の「D P C 制度への参加等の手続きについて」は、平成 28 年 3 月 31 日限り廃止する。

記

第 1 D P C 対象病院

1 D P C 対象病院の基準について

- (1) D P C 対象病院とは、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成 24 年厚生労働省告示第 165 号。以下「係数告示」という。）別表第一から第三の病院の欄に掲げる病院とする。
- (2) D P C 対象病院とは、以下の基準を満たす病院とする。
 - ① 急性期入院医療を提供する病院として、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）に掲げる A10

0 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又はA105 専門病院入院基本料について、7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っていること。また、急性期入院医療を担う病院として、A205 救急医療管理加算の基準を満たしていることが望ましい。

- ② 医科点数表に掲げるA207 診療録管理体制加算に係る届出を行っていること。なお、診療録管理体制加算1の届出を行っていることが望ましい。
- ③ 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第93号。以下「算定告示」という。）第5項第三号の規定に基づき実施される調査（以下「DPC調査」という。）に適切に参加し、入院診療及び外来診療に係るデータを提出すること。
- ④ ③の調査において、適切なデータを提出し、かつ、調査期間1月あたりの（データ／病床）比が0.875以上であること。

ア データ数

調査期間中において、診断群分類点数表による算定の対象となる病床に入院していた患者に係る提出データ数（診断群分類点数表による算定の対象外となる患者（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成24年厚生労働省告示第140号）に定める患者を除く。）に係るデータ等は除外する。）とする。

イ 病床数

当該病院における病床のうち、以下に掲げるものに係る届出を行っている病床の病床数を合算したものとする。

- A100 一般病棟入院基本料
- A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）
- A105 専門病院入院基本料
- A300 救命救急入院料
- A301 特定集中治療室管理料
 - A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料
 - A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
 - A301-4 小児特定集中治療室管理料
- A302 新生児特定集中治療室管理料
- A303 総合周産期特定集中治療室管理料
 - A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料
- A305 一類感染症患者入院医療管理料
- A307 小児入院医療管理料

- ⑤ 適切なコーディングに関する委員会（以下「コーディング委員会」という。）を設置し、年4回以上（開催月と同月内に2回以上開催した場合、2回目以降の開催は当該基準である4回には含めない。）当該委員会を開催しなければならない。なお、当該委員会は毎月開催することが望ましい。

また、DPC調査等において、コーディング委員会の開催を確認できなかった場合は、確認後1月以内にコーディング委員会を開催するとともに地方厚生（支）局へ使用した資

料を提出すること。

コーディング委員会とは、標準的な診断及び治療方法について院内で周知を徹底し、適切なコーディング（適切な診断を含めた診断群分類の決定をいう。）を行う体制を確保することを目的として設置するものであって、診療報酬の多寡に関する議論を行う場ではないことに留意すること。コーディング委員会の開催に当たっては、コーディングに関する責任者の他に少なくとも診療部門に所属する医師、薬剤部門に所属する薬剤師及び診療録情報を管理する部門又は診療報酬の請求事務を統括する部門に所属する診療記録管理者を構成員とし、実症例を扱う際には当該症例に携わった医師等の参加を求めものとする。

なお、病院内の他の委員会において、目的及び構成員等がコーディング委員会の要件を満たしている場合には、当該委員会をコーディング委員会とみなすことができる。ただし、当該委員会の設置規程等に適切なコーディングに関する事項を明記し、適切なコーディングに関するテーマについて、年4回以上、委員会を開催すること。当該委員会はコーディング委員会と同様、毎月開催することが望ましい。

また、コーディング委員会開催時には、「DPC/PDPS傷病名コーディングテキスト（厚生労働省保険局医療課）」を活用することが望ましい。

2 DPC制度への参加について

(1) DPC制度への参加とは、当該医療機関名が係数告示別表第一から第三の病院の欄に掲載されることをいう。

(2) DPC制度への参加時期・参加要件について

① DPC制度への参加時期は、診療報酬改定時とする。

② DPC制度に参加できる病院は、DPC準備病院であって、DPC制度への参加の届出を行う時点において、1の(2)に定めるDPC対象病院の基準を全て満たしている病院であること。なお、1の(2)の④については、診療報酬改定に使用する当該病院のデータ（当該病院がDPC制度に参加する前々年度の10月から前年度の9月までのデータ）により、厚生労働省保険局医療課において判断する。

(3) DPC制度への参加の届出について

DPC制度に参加を希望する病院は、直近に予定している診療報酬改定の6か月前までに、別紙1「DPC制度への参加に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を經由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとする。なお、当該届出書の受付については、厚生労働省において診療報酬改定の6か月前以前の一定期間を受付期間として設定し各DPC準備病院に連絡するので、当該期間内に提出すること。

3 DPC対象病院の合併、分割又は病床数の変更について

(1) 複数のDPC対象病院の合併について

DPC対象病院又は合併年月日（予定を含む。以下同じ。）にDPC対象病院となる予定のDPC準備病院（以下「DPC対象病院等」という。）が、他のDPC対象病院等と合併（2つ以上のDPC対象病院等と1つ以上のDPC対象病院等以外の保険医療機関による合併を含む。）の予定があり、合併後もDPC制度への継続参加を希望している場合

は、合併年月日の6か月前までに、別紙2「DPC対象病院等の合併に係る申請書」及び別紙3「DPC対象病院等の合併に係る申請書(別紙)」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(2) 複数のDPC対象病院への分割について

DPC対象病院等が2つ以上のDPC対象病院等への分割(2つ以上のDPC対象病院等と1つ以上のDPC対象病院等以外の保険医療機関への分割を含む。)の予定があり、分割後もDPC制度への継続参加を希望している場合は、分割年月日(予定を含む。)の6か月前までに、別紙4「DPC対象病院等の分割に係る申請書」及び別紙5「DPC対象病院等の分割に係る申請書(別紙)」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(3) DPC対象病院の病床数の変更について

上記(1)又は(2)の場合を除き、DPC対象病院等が、第1(2)④イに規定する病床数(以下「対象病床数」という。)に変更の予定があり、変更後もDPC制度への継続参加を希望している場合であって、以下に掲げる要件のいずれかに該当する場合、変更年月日(予定を含む。)の6か月前までに、別紙6「DPC対象病院等の対象病床数変更に係る申請書」及び別紙7「DPC対象病院等の対象病床数変更に係る申請書(別紙)」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

- ・変更年度(予定を含む。以下同じ。)の前年10月1日時点における対象病床数を基準として、合計200床以上の対象病床数の増減があった場合
- ・変更年度の前年10月1日時点における対象病床数を基準として、対象病床数が2倍以上又は2分の1以下となる場合

ただし、対象病床数が0となる場合は、退出としての取扱いを優先する。

(4) 合併、分割又は対象病床数の変更を行うDPC対象病院等については、上記(1)、(2)又は(3)の規定に基づく申請書を提出する場合に該当するか否かにかかわらず、DPC制度に継続参加を希望する場合は、原則として以下の基準を満たしていること。

- ① 合併の場合は、合併前の主たる病院がDPC対象病院であること。
- ② 申請の直近1年以上、継続してデータが提出されていること。
- ③ 申請の直近1年の(データ/病床)比が1か月あたり0.875以上であること。

(5) 合併、分割又は対象病床数の変更に係る申請の審査について

上記(1)、(2)又は(3)の申請書が提出された場合は、上記(4)に掲げる基準及び申請書の記載内容からDPC制度への継続参加の可否について中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。申請が認められた場合は、合併、分割又は対象病床数の変更後もDPC対象病院としてDPC制度に継続参加するものとする。

(6) 申請が認められなかった場合について

上記(1)、(2)又は(3)に係る申請が認められなかった病院は、合併、分割又は対象病床数の変更年月日にDPC制度から退出するものとする。この場合、当該病院は別紙8「DPC制度からの退出に係る届出書」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること(合併、分割又は対象病床数の変更年月日の前々月の初日以降新たに入院する患者から医科点数表による算定を行うものとする。)

(7) 審査後の決定内容は当該病院に通知するものとし、通知した決定に不服がある病院は、1

回に限り別紙 11 に定める「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、申請内容の可否を決定するものとする。また、当該審査の内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

(8) 申請が認められた病院であっても、以下の基準を満たしていないことが確認された場合は、確認された月の 4 か月後の初日に D P C 制度から退出するものとする。

① 合併、分割又は対象病床数の変更年月日の直近 1 年間のデータが遅滞なく提出されていること。

② 合併、分割又は対象病床数の変更年月日の直近 1 年間の（データ／病床）比が 1 か月あたり 0.875 以上であること。

③ 合併、分割又は対象病床数の変更後、6 か月以上のデータが遅滞なく提出されていること。

④ 合併、分割又は対象病床数の変更後、6 か月の（データ／病床）比が 1 か月あたり 0.875 以上であること。

この場合、当該病院は別紙 8 「D P C 制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。なお、第 2 の 1 の

(1) の基準を満たしており、別紙 8 「D P C 制度からの退出に係る届出書」と併せて別紙 13 「D P C 準備病院届出書」及び別紙 14 「D P C 準備病院届出書（別紙）」を提出した場合は、D P C 準備病院となることができる。

4 D P C 制度からの退出について

(1) D P C 制度からの退出日と診療報酬の取扱い

① 退出日について

D P C 制度からの退出日とは、全ての入院患者について、医科点数表により算定を行うこととなる日をいう。

② 診療報酬の取扱い

D P C 制度から退出する場合は、退出日の前々月の初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。

(例) 4 月 1 日退出の場合

ア 1 月 31 日以前に入院した患者は、3 月 31 日までは診断群分類点数表にて算定し、4 月 1 日以降は医科点数表にて算定

イ 2 月 1 日以降新たに入院した患者は、2 月 1 日より医科点数表にて算定

(2) 退出の手続き

① 通常の場合

D P C 制度から退出する意向がある病院（特定機能病院を除く。）は、直前に予定している診療報酬改定の 6 か月前までに、別紙 8 「D P C 制度からの退出に係る届出書」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとし、当該届出を行った病院は、当該診療報酬改定の時期に合わせて D P C 制度から退出するものとする（診療報酬改定の前々月初日以降新たに入院する患者から医科点数表により

算定を行うものとする。)

なお、当該届出の内容は、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

② D P C対象病院の基準を満たさなくなった場合

ア 1の(2)の①又は②の基準を満たさなくなった場合

該当する病院(特定機能病院を除く。)は、別紙9「D P C対象病院の基準に係る届出書」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとし、基準を満たさなくなった日から起算して3か月を経過した日を期限として猶予期間を設けるが、当該期限までに基準を満たせなかった場合は、期限が到来した日から3か月を経過した日の属する月の翌月の初日にD P C制度から退出するものとする(期限が到来した日の属する月の翌月初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。)。この場合、当該病院は速やかに別紙8「D P C制度からの退出に係る届出書」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

イ 1(2)③又は⑤の基準を満たさなくなった場合

D P C調査に適切に参加していないこと又はコーディング委員会が適切に開催されていないことを厚生労働省が確認した場合は、該当する病院(特定機能病院を除く。)が基準を満たしているかを中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとし、基準を満たしていないと決定された場合は、決定された月の4か月後の初日にD P C制度から退出するものとする(決定された月の翌々月初日以降新たに入院する患者から医科点数表による算定を行うものとする。)。この場合、当該病院は速やかに、別紙8「D P C制度からの退出に係る届出書」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

なお、審査後の決定内容は当該病院に通知するものとし、通知した決定に不服がある病院は、1回に限り別紙11に定める「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査及び決定するものとする。

ウ 1の(2)の④の基準を満たさなくなった場合

厚生労働省保険局医療課において各年10月から翌年9月までのデータにより判定し、基準を満たしていない病院に対して結果を通知するものとする。当該基準を満たしていない病院(特定機能病院を除く。)は、判定後の直近の4月1日にD P C制度から退出するものとする(判定後の直近の2月1日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。)。この場合、当該病院は速やかに、別紙8「D P C制度からの退出に係る届出書」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

③ 特別の理由により緊急に退出する必要がある場合

特別の理由により、①、②の手続きによらず緊急にD P C制度から退出する必要がある病院(特定機能病院は除く。)は、別紙10「D P C制度からの退出に係る届出書(特別の理由がある場合)」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

当該届出が行われた場合は、退出の可否について厚生労働省保険局医療課にて審査及び決定することとし、必要に応じて中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。退出が認められた場合には、認められた月の4か月後の初日にDPC制度から退出するものとする（退出が認められた月の翌々月初日以降新たに入院する患者から医科点数表による算定を行うものとする。）。

なお、審査後の決定内容は当該病院に通知するものとし、通知した決定に不服がある病院は、1回に限り別紙11に定める「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、退出の可否を決定するものとする。

また、当該審査の内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

（特別な理由の例）

- 医師の予期せぬ退職等により、急性期入院医療を提供することが困難となった場合
- 当該病院の地域での役割が変化し、慢性期医療を提供する病院となった場合
- DPC調査に適切に参加できなくなった場合

④ 保険医療機関を廃止する場合

保険医療機関を廃止することにより、DPC制度から退出する場合は、保険医療機関廃止届等と併せて、別紙12「保険医療機関廃止に伴うDPC制度からの退出届」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

（3） 退出する場合の患者への周知について

DPC制度から退出する病院においては、当該病院が算定告示により費用を請求しなくなる旨を退出決定後速やかに院内に掲示するとともに、入院患者及び関係者に対して、診療報酬の算定方法等について十分に説明しなければならない。

（4） 退出した病院のDPC調査への参加について

① 通常の場合

診療報酬改定の時期に合わせてDPC制度から退出した病院は、次回診療報酬改定までの間、DPC調査に適切に参加しなければならないものとする。ただし、当該調査期間中にA100一般病棟入院基本料、A104特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又はA105専門病院入院基本料を算定している場合に限る。

なお、第2の1の（1）の基準を満たしており、別紙8「DPC制度からの退出に係る届出書」と併せて、別紙13「DPC準備病院届出書」及び別紙14「DPC準備病院届出書（別紙）」を提出した場合は、DPC準備病院となることができる。

② DPC対象病院の基準を満たさなくなった場合

1の（2）に定めるDPC対象病院の基準を満たさないことによりDPC制度から退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、DPC調査に適切に参加しなければならないものとする。ただし、当該調査期間中にA100一般病棟入院基本料、A104特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又はA105専門病院入院基本料を算定している場合に限る。

なお、第2の1の（1）の基準を満たしており、別紙8「DPC制度からの退出に係る

届出書」と併せて、別紙13「DPC準備病院届出書」及び別紙14「DPC準備病院届出書（別紙）」を提出した場合は、DPC準備病院となることができる。

- ③ DPC対象病院の合併、分割又は対象病床数の変更後のDPC制度への継続参加が認められなかった場合等

3の（6）又は（8）に該当しDPC制度から退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、DPC調査に適切に参加しなければならないものとする。

ただし、当該調査期間中にA100一般病棟入院基本料、A104特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又はA105専門病院入院基本料を算定している場合に限る。

なお、第2の1の（1）の基準を満たしており、別紙8「DPC制度からの退出に係る届出書」と併せて、別紙13「DPC準備病院届出書」及び別紙14「DPC準備病院届出書（別紙）」を提出した場合は、DPC準備病院となることができる。

- ④ 特別の理由により緊急に退出する必要がある場合

特別の理由により緊急に退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、DPC調査に適切に参加しなければならないものとする。

第2 DPC準備病院

1 DPC準備病院の基準について

- （1）DPC準備病院とは、DPC制度に参加することを希望している病院であって、以下の基準を満たす病院をいう。

- ① 急性期入院医療を提供する病院として、医科点数表に掲げるA100一般病棟入院基本料、A104特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又はA105専門病院入院基本料について、7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っていること、又は当該基準を満たすべく計画を策定していること。
- ② 医科点数表に掲げるA207診療録管理体制加算に係る届出を行っていること、又はそれと同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定していること
- ③ DPC調査に適切に参加し、入院診療に係るデータを提出すること。また、外来診療に係るデータを提出することが望ましい。
- ④ コーディング委員会を設置し、年4回以上（開催月と同月内に2回以上開催した場合、2回目以降の開催は当該基準である4回には含めない。）当該委員会を開催しなければならない。なお、当該委員会は毎月開催することが望ましい。

また、病院内の他の委員会において、目的及び構成員等がコーディング委員会の要件を満たしている場合には、当該委員会をコーディング委員会とみなすことができる。ただし、当該委員会の設置規程等に適切なコーディングに関する事項を明記し、適切なコーディングに関するテーマについて、年4回以上、委員会を開催しなければならない。当該医療機関はコーディング委員会と同様、毎月開催することが望ましい。

更に、コーディング委員会の開催時には、「DPC/PDPS傷病名コーディングテキスト（厚生労働省保険局医療課）」を活用することが望ましい。

- （2）DPC準備病院となることを希望する病院は、別紙13「DPC準備病院届出書」及び別紙14「DPC準備病院届出書（別紙）」を地方厚生（支）局医療課長を經由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

なお、新たにD P C 準備病院を募集する場合は、募集期間等について中央社会保険医療協議会の了承を得た上で、厚生労働省ホームページにおいて周知を行うものとする。

2 D P C 準備病院の辞退について

D P C 準備病院を辞退する場合は、別紙 15「D P C 準備病院辞退届」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

3 D P C 準備病院の合併、分割又は対象病床数の変更について

D P C 準備病院が他のD P C 準備病院と合併（2つ以上のD P C 準備病院と1つ以上のD P C 準備病院以外の保険医療機関による合併を含む。）の予定があり、合併後もD P C 準備病院として継続を希望している場合、D P C 準備病院が2つ以上のD P C 準備病院への分割（2つ以上のD P C 準備病院と1つ以上のD P C 準備病院以外の保険医療機関への分割を含む。）の予定があり、分割後もD P C 準備病院として継続を希望している場合又はD P C 準備病院が対象病床数に変更の予定があり、変更後もD P C 準備病院として継続を希望している場合は、第1の3に準じた取扱いとする。

第3 その他

1 患者への周知等

(1) D P C 対象病院においては、当該病院が算定告示により費用を算定する旨を院内に掲示するとともに、入院患者及び関係者に対して、診療報酬の算定方法等について十分に説明すること。

また、入院患者等に対して入院診療計画を説明する際には診断群分類区分の名称などを説明することが望ましい。

(2) 包括範囲内の診療行為がわかる明細書の交付については、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」（平成28年3月4日付け保発0304第11号）により取り扱うこと。

2 名称等の変更

D P C 対象病院及びD P C 準備病院の名称又は所在地が変更となる場合には、遅くとも2か月前までに、別紙16「D P C 対象病院等名称等変更届」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

3 経過措置

D P C 対象病院及びD P C 準備病院の対象病床数の変更に係る手続きについては、平成30年3月31日までに対象病床数を変更する場合の取扱いは従前の通りとする。

(別紙1)

D P C 制度への参加に係る届出書

保険医療機関の名称：

保険医療機関コード：

保険医療機関の所在地住所：

参加基準（該当する項目の□をチェックすること。）

- 7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っている。^(※1)
- A207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。
- 「D P C 導入の影響評価に係る調査（特別調査を含む。）」に適切に参加し、入院診療及び外来診療に係るデータを提出できる。
- 調査期間1か月当たりの（データ／病床）比が0.875以上となる見込みである。
- 適切なコーディングに関する委員会を設置し、年4回以上、当該委員会を開催することができる。

当院は、上記基準の全てを満たしているため、届出を行います。

平成 年 月 日

開設者名

印

(連絡先) 担当者名：

所属部署：

電話番号：

E-mail：

厚生労働省保険局医療課長 殿

(記載上の注意)

※1 7対1入院基本料、10対1入院基本料とは、A100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及びA105 専門病院入院基本料の7対1入院基本料、10対1入院基本料をいう。

(別紙2)

D P C対象病院等の合併に係る申請書

(保険医療機関名称)

当院 _____ は、

(保険医療機関名称)

次の _____ と、

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ に合併を予定しています。

合併後もD P C対象(準備)病院の基準を満たす予定であり、D P C制度に継続参加を希望します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保険医療機関コード	
-----------	--

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

(連絡先) 担当者名 :

所属部署 :

電話番号 :

E-mail :

厚生労働省保険局医療課長 殿

(提出上の注意)

- 1 本申請書には、必要事項を記載した別紙3「D P C対象病院等の合併に係る申請書(別紙)」を添付して提出すること。
- 2 本申請書の提出後、厚生労働省から申請内容等に係る追加の資料提出が求められた場合は、速やかに提出すること。

(別紙3)

D P C 対象病院等の合併に係る申請書 (別紙)

	合併前病院① (※1)	合併前病院② (※1)	合併後病院 (※1)
保険医療機関コード			変更の 有 ・ 無 ・ 不明
保険医療機関名称(予定)			
開設者(予定)			
保険医療機関の所在地 (予定)			
所属する医療圏(予定)			
総病床数(予定)			
D P C 算定病床数(予定)			
診療科目数 (予定)			
主たる診療科目 (予定)			
入院中の患者の引き継ぎ			有 ・ 無
病院職員(医師、看護師 等)の引き継ぎ			有 ・ 無
届出(予定)入院基本料			
診療録管理体制加算の届 出(予定)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
コーディング委員会の設 置 (予定)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

(記載上の注意)

※1 病院における状況(予定)について記入し、該当する項目に○を付けること。

「合併前病院①」・・・合併に当たり主となる病院

「合併前病院②」・・・合併に当たり従となる病院

「合併後病院」・・・合併後の病院

(別紙4)

D P C対象病院等の分割に係る申請書

(保険医療機関名称)

当院 _____ は、

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日に、

(保険医療機関名称 (予定))

_____ と、

(保険医療機関名称 (予定))

_____ に分割を予定しています。

分割後もD P C対象(準備)病院の基準を満たす予定であり、D P C制度に継続参加を希望します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保険医療機関コード	
-----------	--

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

(連絡先) 担当者名 :

所属部署 :

電話番号 :

E-mail :

厚生労働省保険局医療課長 殿

(提出上の注意)

- 1 本申請書には、必要事項を記載した別紙5「D P C対象病院等の分割に係る申請書(別紙)」を添付して提出すること。
- 2 本申請書の提出後、厚生労働省から申請内容等に係る追加の資料提出が求められた場合は、速やかに提出すること。

(別紙5)

D P C 対象病院等の分割に係る申請書 (別紙)

	分割前病院 (※1)	分割後病院① (※1)	分割後病院② (※1)
保険医療機関コード		変更の 有 ・ 無 ・ 不明	変更の 有 ・ 無 ・ 不明
保険医療機関名称(予定)			
開設者 (予定)			
保険医療機関の所在地 (予定)			
所属する医療圏 (予定)			
総病床数 (予定)			
D P C 算定病床数(予定)			
診療科目数 (予定)			
主たる診療科目 (予定)			
入院中の患者の引き継ぎ		有 ・ 無	有 ・ 無
病院職員(医師、看護師 等)の引き継ぎ		有 ・ 無	有 ・ 無
届出(予定)入院基本料			
診療録管理体制加算の届 出(予定)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
コーディング委員会の設 置(予定)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
分割後のD P C 制度継続 参加の希望の有無		有 ・ 無	有 ・ 無

(記載上の注意)

※1 病院における状況 (予定) について記入し、該当する項目に○を付けること。

「分割前病院」・・・分割前の病院

「分割後病院①」・・・分割後に主となる病院

「分割後病院②」・・・分割後に従となる病院

(別紙6)

D P C 対象病院等の対象病床数変更に係る申請書

(保険医療機関名称)

当院 _____ は、

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ に対象病床数の変更を予定しています。

対象病床数変更後もD P C 対象（準備）病院の基準を満たす予定であり、D P C 制度に継続参加を希望します。

申請内容（該当する項目の□をチェックすること。）

- 変更（予定）年度の前年10月1日時点の対象病床数を基準として、変更後の対象病床数が合計200床以上増減
- 変更（予定）年度の前年10月1日時点の対象病床数を基準として、変更後の対象病床数が2倍以上又は2分の1以下

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保険医療機関コード	
-----------	--

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

(連絡先) 担当者名 :

所属部署 :

電話番号 :

E-mail :

厚生労働省保険局医療課長 殿

(提出上の注意)

- 1 本申請書には、必要事項を記載した別紙7「D P C 対象病院等の対象病床数変更に係る申請書（別紙）」を添付して提出すること。
- 2 本申請書の提出後、厚生労働省から申請内容等に係る追加の資料提出が求められた場合は、速やかに提出すること。

(別紙7)

D P C 対象病院等の対象病床数変更に係る申請書 (別紙)

	変更前病院 (※1)	変更後病院 (※1)
保険医療機関コード		変更の 有 ・ 無 ・ 不明
保険医療機関名称(予定)		
開設者(予定)		
保険医療機関の所在地 (予定)		
所属する医療圏(予定)		
総病床数(予定)		
対象病床数(予定)		
診療科目数 (予定)		
主たる診療科目 (予定)		
入院中の患者の引き継ぎ		
病院職員(医師、看護師 等)の引き継ぎ		
届出(予定)入院基本料		
診療録管理体制加算の届 出(予定)	有 ・ 無	有 ・ 無
コーディング委員会の設 置 (予定)	有 ・ 無	有 ・ 無

(記載上の注意)

※ 病院における状況 (予定) について記入し、該当する項目に○を付けること。

(記載上の注意)

※1 退出年月日欄は、退出事由に応じて以下の日付を記載すること。

- ・ 本文第1の3(6)に該当する場合：合併、分割又は対象病床数の変更年月日
- ・ 本文第1の3(8)に該当する場合：基準を満たしていないことを厚生労働省が確認した月の4か月後の初日
- ・ 本文第1の4(2)①に該当する場合：直近に予定されている診療報酬改定の日
- ・ 本文第1の4(2)②アに該当する場合：別紙7の「3. DPC対象病院の基準を満たす期限」から3か月を経過した日の属する月の翌月の初日
- ・ 本文第1の4(2)②イに該当する場合：基準を満たしていないと中央社会保険医療協議会が決定した月の4か月後の初日
- ・ 本文第1の4(2)②ウに該当する場合：厚生労働省の判定後直近の4月1日

(別紙9)

D P C対象病院の基準に係る届出書

1. D P C対象病院の基準 (基準を満たさなくなった項目の□をチェックすること。)

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 7対1入院基本料又は10対1入院基本料 |
| <input type="checkbox"/> A207診療録管理体制加算 |

2. 上記基準を満たすための計画

D P C対象病院の基準を満たすための計画は、別添資料のとおりです。

3. D P C対象病院の基準を満たす期限^(※1)

平成	年	月	日
----	---	---	---

上記のとおり届出を行います。

平成 年 月 日

保険医療機関コード	
-----------	--

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

(連絡先) 担当者名 :

所属部署 :

電話番号 :

E-mail :

厚生労働省保険局医療課長 殿

(記載上の注意)

※1 D P C対象病院の基準を満たす期限は、基準を満たさなくなった日から起算して3か月後の年月日を記載すること。

(提出上の注意)

D P C対象病院の基準を満たすための計画について詳細に記述した資料を添付すること。

(別紙 10)

D P C 制度からの退出に係る届出書
(特別な理由がある場合)

当院は、D P C 制度からの退出を申請します。
退出の理由については、添付資料のとおりです。

平成 年 月 日

保険医療機関コード	
-----------	--

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名 印

(連絡先) 担当者名 :
所属部署 :
電話番号 :
E-mail :

厚生労働省保険局医療課長 殿

(提出上の注意)

- 1 本申請書には、退出理由について詳細に記述した資料を添付すること。
- 2 本申請書の提出後、厚生労働省から申請内容に係る追加の資料の提出が求められた場合は、速やかに提出すること。

(別紙 11)

不服意見書

(通知された決定内容)
(決定に対する意見)

当院は、上記理由により、通知された決定に対する意見を提出します。

平成 年 月 日

保険医療機関コード	
-----------	--

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

(連絡先) 担当者名 :

所属部署 :

電話番号 :

E-mail :

厚生労働省保険局医療課長 殿

(別紙 12)

保険医療機関廃止に伴う D P C 制度からの退出届

当院は、平成 年 月 日付で廃止するため、D P C 制度から退出します。

平成 年 月 日

保険医療機関コード	
-----------	--

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

(連絡先) 担当者名 :

所属部署 :

電話番号 :

E-mail :

厚生労働省保険局医療課長 殿

(別紙 13)

D P C 準備病院届出書

保険医療機関の名称：

保険医療機関コード：

保険医療機関の所在地住所：

参加基準（該当する項目の□をチェックすること。）

- 7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っている。^(※1)
- 現在、7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っていないが、当該基準を満たすべく計画を策定している。^(※2)

- A207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。
- A207診療録管理体制加算に係る届出を行っていないが、それと同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している。^(※2)

- 「D P C 導入の影響評価に関する調査（特別調査を含む。）」に適切に参加し、入院診療に係るデータを提出できる。

- 適切なコーディングに関する委員会を設置し、年4回以上、当該委員会を開催することができる。

当院は、上記基準の全てを満たしているので、届出を行います。

平成 年 月 日

開設者名

印

厚生労働省保険局医療課長 殿

事 項	担 当 者 1 ^(※3)	担 当 者 2 ^(※3)
所 属 部 署		
役 職		
氏 名		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
E - m a i l		

(記載上の注意)

※1 7対1入院基本料、10対1入院基本料とは、A100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及びA105 専門病院入院基本料の7対1入院基本料、10対1入院基本料をいう。

※2 現在、7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っていないが当該基準を満たすべく計画を策定している病院、又はA207 診療録管理体制加算に係る届出を行っていないが同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している病院は、別紙14「DPC準備病院届出書（別紙）」に必要事項を記載し、本届出書に添付すること。

※3 担当者は必ず2名設定し、E-mailアドレスについては可能な限り別々のものとする。

(別紙 14)

D P C 準備病院届出書 (別紙)

保険医療機関の名称：

1. 7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っていない場合、当該基準を満たすための計画を記載すること。

7対1又は10対1入院基本料の届出予定日	平成 年 月 日

2. A207診療録管理体制加算の届出を行っていない場合、同等の診療録管理体制の具体的な内容及び当該基準を満たすための計画を記載すること。

A207 診療録管理体制加算の届出予定日	平成 年 月 日

(提出上の注意)

- 1 計画等が変更になった場合には、速やかにその内容を申し出ること。
- 2 7対1又は10対1入院基本料の届出を行っており、かつ、A207診療録管理体制加算の届出を行っている場合は、本別紙の提出は不要であること。

(別紙 15)

D P C 準備病院辞退届

1. 辞退年月日

平成	年	月	日
----	---	---	---

2. 辞退理由

<p><input type="checkbox"/> データ作成のための人員が確保できなかったため。</p> <p><input type="checkbox"/> データ作成のためのシステムの構築が困難だったため。</p> <p><input type="checkbox"/> D P C 制度への参加を予定しなくなったため。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>
--

当院は、上記理由により、D P C 準備病院を辞退します。

平成 年 月 日

保険医療機関コード	
-----------	--

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

(連絡先) 担当者名 :

所属部署 :

電話番号 :

E-mail :

厚生労働省保険局医療課長 殿

(別紙 16)

D P C 対象病院等名称等変更届

変更予定年月日	年 月 日
D P C 対象病院等区分	1. D P C 対象病院 2. D P C 準備病院
旧保険医療機関名	
新保険医療機関名	
移転の有無	0. 無 1. 有
移転前所在地住所	
移転後所在地住所	
電話番号	
F A X 番号	
病床数変更の有無	0. 無 1. 有
保険医療機関番号変更の有無	0. 無 1. 有

当院は、上記のとおり、保険医療機関の名称等を変更します。

平成 年 月 日

保険医療機関コード	
-----------	--

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

(連絡先) 担当者名 :

所属部署 :

電話番号 :

E-mail :

厚生労働省保険局医療課長 殿